

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 51 号

函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例  
および函館市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例の制定について

函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例および函館  
市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定め  
る。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例  
および函館市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例

(函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例の一部改  
正)

第 1 条 函館市福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例 (平  
成 12 年函館市条例第 66 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号)」  
を「行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)」に改める。

(函館市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 函館市消防団員等公務災害補償条例 (昭和 41 年函館市条例第  
8 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条 (見出しを含む。) 中「異議申立て」を「審査請求」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い規定を整備するため